

久喜市議会

平成29年11月定例会

議員提出追加議案

## 議 案 目 録

意見第 9 号 労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書……	1
意見第 10 号 義務教育における保護者負担の無償化を求める意見書……………	4

意見第 9 号

労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2017年12月8日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
賛成者 久喜市議会議員  
杉 野 修  
田 中 勝

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」の実現を求める意見書

政府は、反対の声が強い高度プロフェッショナル制度及び裁量労働制の対象業務拡大をセットにした「残業代ゼロ（定額働かせ放題）」法案と、罰則付きで残業時間の上限を設け、長時間労働を是正するとする残業時間の上限規制法案を一本化し、「働き方改革」関連法案として提出・成立を目指している。

労働時間、休日、深夜の割り増し賃金の規制を取り払う高度プロフェッショナル制度は、8時間労働制が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出ないこととなり、過労死しても自己責任とされてしまうなど、長時間労働を助長することになることは明らかである。また、何時間働いても一定時間しか働いたことにならない裁量労働制の対象業務の拡大は、成果を出すために、労働者を時間と体力の限界を超えて働かざるを得ない立場に追い込みかねない。

また、残業時間の上限規制の法制化は画期的だが、これまでの月45時間、年間360時間（36協定特別条項付で無制限）を原則としつつ、繁忙期には特例で年間720時間を認め、2～6か月の平均で休日労働を含めて月80時間、1か月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めており、きわめて不十分なものと言わざるを得ない。また、健康確保措置の中身についても不明確である。これでは、過労死ラインの残業も容認し、長時間残業に「お墨付き」を与えかねない。

さらに、「働き方改革」関連法案は、労働時間の規制のあり方や雇用形態別の違いによる待遇格差に関する法規制、雇用対策に関する国の基本政策の見直しといった重要テーマからなる8法案（労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法、労働時間等の設定の改

善に関する特別措置法、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法、労働契約法、雇用対策法)を一本化するものである。今の働き方に関する多岐にわたるテーマを一括するのではなく、法案ごとに丁寧に審議されるべきである。さらに労働政策審議会において労働者代表が主張しているように、規制強化と緩和という真逆の方向性をもつ条項を一括りに労働基準法改正案として扱うべきではない。

「働き方改革」関連法案は、「企業にとって柔軟な働き方」、「企業にとっての生産性向上」という視点が前面に出ており、労働者の長時間・過密労働を抑制し、生活時間をどう確保するかという視点が極めて弱い。労働時間は働く者にとって最も基本的な労働条件である。労働者の健康と安全を確保するための最低限のルールである労働条件規制を揺るがすことは断じて許されない。痛ましい過労死や過労自殺が相次ぎ、重大な社会問題となっている我が国においては、すべての労働者が、健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら、健やかに働き続けられるよう、長時間・過密労働を規制する法整備こそ求められている。労働者の声を踏まえた真の「働き方改革」を実現するため、労働時間規制を遵守し、すべての労働者を対象とする「労働時間の量的上限規制」や「休息时间（勤務間インターバル）規制」などの長時間労働抑止策を法的強制力のある形で導入すべきである。

よって、国会及び政府に対し、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、下記の事項について誠実に対応されるよう強く求めるものである。

## 記

- 一、「長時間労働を助長するおそれがなお払拭されておらず、実施すべきではない」との労働政策審議会における労働側意見を踏まえ、「働き方改革」関連法案に高度プロフェSSIONAL制度や裁量労働制の対象業務の拡大を盛り込まないこと。
- 二、過労死ラインの残業を容認する上限規制の導入ではなく、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間、1か月45時間とする「厚生労働大臣告示」を法律へ格上げすること。
- 三、すべての労働者を対象に、EU労働時間指令を参考に、24時間について継続して11時間以上の休息时间を与える「休息时间（勤務間インターバル）規制」を導入すること。
- 四、議会制民主主義を実質的に否定することから、数多くの論点を内包した複数法案を一括で提出する手法をとらないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
働き方改革担当大臣

あて

意見第 10 号

義務教育における保護者負担の無償化を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

2017年12月8日

提出者 久喜市議会議員  
渡 辺 昌 代  
杉 野 修  
賛成者 久喜市議会議員  
猪 股 和 雄

久喜市議会議長 柿 沼 繁 男 様

義務教育における保護者負担の無償化を求める意見書

教育は子どもが人間らしく生きていくための重要な権利であり、家庭の経済力にかかわらず、すべての子どもたちに豊かに保障される必要があります。

ところが、日本は教育への公的支出の国内総生産（GDP）に占める割合が、経済協力開発機構（OECD）加盟国で最下位です。国の教育予算は、安倍政権の下で600億円の削減になりました。

わが国の憲法は、義務教育無償を定めていますが、国の制度で無償なのは授業料と教科書だけで、保護者の負担は給食費や教材、制服、かばん、修学旅行、学用品、部活動など公立小学生で年平均約10万2000円、公立中学生は同約16万7000円にのぼっています。（文部科学省調べ）

また、「子どもの貧困」が深刻化するなかで、低所得世帯の子どもに、義務教育期間中の給食費や学用品代、修学旅行費などを支給する就学援助制度の役割がますます大きくなっているにもかかわらず、政府が制度への国庫負担を廃止したことで、各地で就学援助の縮小が引き起こされています。

よって、政府におかれましては、義務教育費の無償化をめざす立場から以下の施策を講じるよう強く要望します。

1. 義務教育無償の原則にもとづき、給食費、副教材費をはじめとする義務教育期間中の教育費負担の無償化を図ること。

2. 就学援助制度に対する国庫負担制度を元に戻し、対象を生活保護基準の1.5倍まで  
広げ、支給額も増額するとともに、教育扶助の額も同様に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長     あて  
内 閣 総 理 大 臣  
文 部 科 学 大 臣